



農業委員会事務局  
(産業振興企業誘致課内 ☎ 内線407)

**募集**  
農業委員会では、農業にこれから取り組むたいと考えている方、農ある暮らし、自給自足的な農業に興味のある方を対象に「よりい週末有機農業塾」を開催します。  
**日** 5月上旬、令和6年2月の毎週日曜日 午前9時から3時間程度  
**場** 講師が管理する町内の農地  
**対** 有機栽培に興味があり実践してみたい方  
**定** 6人(応募者多数の場合は抽選)  
**内** 年間15品目程度の有機栽培体験、町内の有機栽培を実践する農家等の見学、里山整備、出荷体験、農産物加工体験など  
**費** 5000円程度(資材代等)  
※保険は個人で加入をお願いします。  
**申** 産業振興企業誘致課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、4月21日(金)までに同課へお申し込みください。申込書は町公式ホームページからも取得できます。

**再開!** メアリスビルでホームステイしよう!  
「中学生海外相互交流派遣事業」参加者募集

町では、アメリカ合衆国オハイオ州メアリスビル市との交流事業の一環として、お互いの文化や教育の理解を深め、国際化社会に対応する人材を育成することを目的に「中学生海外相互交流派遣事業」を実施しています。  
今年度はメアリスビル市へ派遣する中学生を募集します。海外でのホームステイを通して、国際感覚を養ってみませんか。

- ▶ 募集期間 / 4月10日(月)~25日(火)
- ▶ 参加決定 / 選考を経て参加者を決定します。

**選考試験**

- ①日本語作文試験  
5月8日(月)午後6時~6時45分
  - ②英語面接試験、③日本語面接試験  
5月9日(火)午後5時50分~9時  
5月10日(水)午後5時50分~9時
- ※②、③については、上記時間内でそれぞれ5~10分程度の面接を2日間で実施予定です。

- ▶ 申し込み / 募集要項をご確認のうえ、所定の「参加申込書」と「町税納付状況調査同意書」に必要事項を記入し、町内中学校在籍の方は各中学校へ、それ以外の方は生涯学習課へ提出してください。
- ※募集要項や参加申込書等の必要書類は、各中学校と生涯学習課で配布しているほか、町教育委員会ホームページからも取得できます。

☎ 生涯学習課 (☎ 内線533)

- ▶ 派遣期間 / 8月18日(金)~27日(日)の10日間
- ▶ 派遣先 / アメリカ合衆国オハイオ州メアリスビル市
- ▶ 対象 / 町内在住の中学生
- ▶ 定員 / 10人以内
- ▶ 内容 / ①ホームステイ、②現地学校体験、③市内・近郊施設等の見学
- ▶ 費用 / 無料(航空運賃、宿泊費、食費、保険料等)  
※パスポート取得費用や個人所有物については参加者負担となります。

**お知らせ**  
農地の権利移動に係る  
下限面積要件が廃止されました!  
4月1日から「農業経営基盤強化促進法」の一部を改正する法律が施行され、農業委員会では、農地の売買や貸し借りなどをする場合の「受け手(買い手、受贈者)の許可後の耕作面積(経営面積)が原則30アール以上になること」という許可要件を廃止しました。これにより、農業の担い手の確保・育成の後押しを図ります。  
そのほかの許可要件は継続となりますので、詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。  
**問** 農業委員会事務局  
(産業振興企業誘致課内 ☎ 内線407)

**お知らせ**  
農地を有効活用しましょう!  
遊休農地再生利用等支援事業  
町では、遊休農地再生利用事業(農地に繁茂する草木等の伐根や整地と併せて野菜作りを行う等)または保全管理農地利用事業(作付けせずに除草などの保全管理をしている農地に果樹の苗木を植栽する等)に取り組む方に対し、費用の一部を補助しています。  
**補** 助対象農地 / 直近の農業委員会の利用状況調査で、遊休農地、または保全管理農地と判定された農地  
**対** 次の要件をすべて満たす方  
○補助対象農地を所有、または借り入れる方(借り入れる場合は、法律で定める手続きが完了していること)  
○事業実施後、3年以上の耕作が可能なる方  
○町税の滞納がない方  
**申** 事業実施前に、申請書を添付書類(事業計画書、案内図、見積書の写しなど)と併せて提出してください。申請書は産

**お知らせ**  
「ご活用ください!」  
寄居町修学資金給与と制度  
町では、町内在住の高校生で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に、修学に要する資金の一部を給与します。  
**対** 次のいずれにも該当する方  
① 生年月日が平成20年4月1日以前の方  
② 令和3年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部に入学生在学中で、在学期間が3年以上修学学生の条件 / 次のいずれにも該当する方  
① 町内に引き続き6カ月以上住んでいる  
② 正規の修業年限の勉学に耐えられる性の善良な者で、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生  
**対象となる世帯の例**  
○生活保護受給世帯  
○「生活保護法」による保護が停止または廃止となった世帯  
○町民税が非課税の世帯  
○「児童扶養手当法」による児童扶養手当を受給している世帯  
○家計が急変した世帯  
※このほかにも給与を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。  
修学金の額 / 月額5000円  
申請方法等 / 次の書類を教育総務課へ提出してください。  
① 修学資金給与申請書  
② 在学等証明書(町で定めた様式のもの)  
③ 経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し等  
※申請は随時受け付けていますが、申請時期により認定月が異なります。  
**問** 教育総務課 (☎ 内線512)

業振興企業誘致課に備え付けているほか、町公式ホームページからも取得できます。  
**対象事業・補助率等**  
遊休農地再生利用事業  
【補助率】10分の9以内  
【上限】①農地再生:10万円  
②後作事業:5万円  
※①と②は併せて行ってください。  
**保全管理農地利用事業**  
【補助率】2分の1以内  
【上限】5アール当たり1万円  
※5アール以上のまとまった農地が対象となります。  
**問** 産業振興企業誘致課 (☎ 内線407)

**お知らせ**  
狩猟免許取得費用の一部を補助します!  
町では、野生鳥獣による農作物被害防止および町民の生活環境を保全するため、新たに狩猟免許を取得した方に対し、費用の一部を補助します。  
**対** 次の①、②の要件を満たす方  
① 町内に住所を有し、新たに狩猟免許を取得した方  
② 町が実施する野生鳥獣駆除事業に従事する意思のある方  
**補** 助対象免許 / ○わな猟免許 ○第一種銃猟免許 ○第二種銃猟免許  
**補** 助対象費用 / ①狩猟免許講習教材費  
②狩猟免許申請手数料 ③狩猟免許申請に係る診断書費用 ④申請用写真代  
※狩猟免許の再取得、更新等は補助対象外です。  
**補** 助率 / 免許取得に要した費用の2分の1以内(上限6000円)  
**申** 狩猟免許の取得後に、補助金交付申請書を提出してください。添付書類等の詳細はお問い合わせください。免許取

**お知らせ**  
「第3子以降の学校給食費を補助しています!」  
町では、多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、学校給食費を補助しています。  
**対** 3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒の学校給食費を負担している保護者  
※このほかにも要件があります。  
**補助金限度額(年額)**  
▼小学1年生 4万3280円  
▼小学2~6年生 4万4000円  
▼中学1~2年生 5万5000円  
▼中学3年生 5万3182円  
※小学1年生および中学3年生の給食費年額は、給食回数が他学年と異なるため年度ごとの回数に応じて算出  
**申請手続等**  
① 町立小・中学校に就学している児童・生徒  
▼4月上旬に各学校から申請書が配布されますので、該当する児童・生徒が就学する学校へ提出してください。  
▼ 町外の県立特別支援学校、私立小・中学校等に就学している児童・生徒  
▼ 申請書を学校給食センターへ提出してください。申請書は、学校給食センターと教育総務課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。  
※昨年度対象となった方も、年度ごとに申請する必要があります。  
**問** 町立学校給食センター  
(☎ 581・2139)

得後は、寄居猟友会への加入をお願いします。  
※予算額に達した時点で受付終了となります。  
**問** 産業振興企業誘致課 (☎ 内線401)

**お知らせ**  
電気柵等の購入費用の一部を補助します!  
町では、野生鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、農業者等が実施する防除対策事業に対して、費用の一部を補助します。  
**対** 次の①、②の要件を満たす方  
① 町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵や防護柵を設置する農業者の方  
② 町内に住所を有し、野生鳥獣が近づきにくい環境づくりを実施する農家集団等  
**補** 助対象費用 / ①電気柵や防護柵の購入費用 ②野生鳥獣が近づきにくい環境づくり(山林の下刈り、荒廃農地の整備等)に要する費用(燃料・消耗品代、機器購入費および使用料)  
**補** 助率 / 事業に要する費用の2分の1以内(上限3万円、100円未満切り捨て)  
**申** 事業実施前に、補助金交付申請書の提出が必要です。詳細はお問い合わせください。  
**問** 産業振興企業誘致課 (☎ 内線401)

